

☆～☆～☆ ***** こんな相談が寄せられています ***** ☆～☆～☆

▷事例① ハガキによる架空請求

『法務局』とか『訴訟』とか『法的措置』などという言葉を使って相手を焦らせて連絡させる手口です。

〔ハガキによる架空請求〕

**総合消費料金に関する
訴訟最終告知のお知らせ**

この度、……………
……………
法的措置に移行……………
……………
取り下げ最終期日 ○月○日
法務局管轄支局
民事訴訟管理センター
〒……………
……………

▷事例② メールによる架空請求

『ヤフーサポートセンター』
『アマゾンサポートセンター』
『グーグル相談窓口』

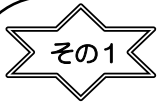
有料動画サイトの閲覧履歴(未納料金)があります。本日中に連絡なき場合は、法的措置に移行します。



このような、大手ネット関連事業者を騙った架空請求の相談が増えております。

相手を動揺させるような言葉を使って、連絡先に電話をさせようとし、内容を確認しようと連絡してしまうと、強い口調で脅されたり、金銭を請求されたりします。心当たりがなければ、決して連絡しないようにして下さい。心配になったり、不安を感じたときは、消費生活センターに連絡して下さい。

≡☆☆☆ 注意喚起情報 ☆☆☆ ≡



その1 まだまだ減らない電話詐欺 ～電話詐欺の新手口～

- ・キャッシュカード詐取(引出し型)
- ・振り込ませない詐欺(現金受取型)

手口①…金融機関職員や金融庁職員を名乗り「キャッシュカードが指紋認証になるから手続きする」

⇒ **キャッシュカードと暗証番号を詐取る**

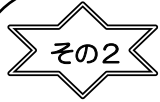


平成28年5月【山梨日日新聞に掲載分】
山梨県内被害数：6件
被害総額：2,690万円

手口②…警察官や弁護士事務所関係者を名乗り「銀行に犯罪者がいる。あなたの預金を安全な日本銀行に預ける」
「示談金を預かる」⇒ **現金を詐取る**

☆ 警察官や金融機関職員を名乗り【キャッシュカード&暗証番号】や【現金】を詐取る手口による被害が出ております。突然の電話には焦りがちですが、まずは家族や消費生活センターに相談しましょう♪
～県警からの呼び掛け～ 多額の現金は自宅に置かず、金融機関に預けて下さい。

消費者庁イラスト集より



『高齢者支援センター』など称する事業者の詐欺被害が発生しております

『高齢者支援センター』『高齢者生活支援ボランティアセンター』『高齢者福祉支援センター』などと公的機関を連想させる事業者が

「あなたの個人情報が出ています。個人情報の登録を取り消してあげます。」



このような電話をかけ、個人情報取り消しの話から、最終的には多額の現金をだまし取る詐欺手口の相談が、各地の消費者センターに寄せられています。

不審な電話がかかってきたり、おかしいことに巻き込まれたと感じた場合は、信頼できる周囲の人や警察、消費生活センターに相談しましょう。

ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

南アルプス市消費生活センター
場所 市役所 本庁舎1階
みなでまちづくり推進課内
曜日 月曜日から金曜日(祝日を除く)
時間 午前9時から正午
午後1時から4時

相談専用ダイヤル
282-7323

